

# 第1常任委員会に付託された議案 (条例の改正) についての報告

委員長 鈴木多津枝

## 賛否の意見対立！

12月3日午後1時より4時半まで、第2常任委員も全員傍聴、質疑や発言も認める中で、付託された川根本町課の設置条例の改正について慎重に審査しました。

総合支所を5課から1課にする1条関係の改正では、本川根側委員から「合併して行政組織の効率化、スリム化の必要性は分かるが、住民に何の説明もしていない」「役場の機能を全て残すという合併時の約束違反だ」「ますます寂れる」と住民の不安大きい」等の意見が続出しました。



完成イメージ

行政からは「地方分権化が進み専門性を持つ職員が必要。経常収支比率を下げて住民の要望に応えるため職員削減も必要で、効率的な配置が必要。本庁と総合支所の指揮・命令を明確にし、住民に直接かかわる相談業務や窓口サービスは課が室になっても全然後退しない。総合支所と主要施設を結ぶ巡回バスなど公共交通網の整備も進めている」等の説明がありました。

一方、中川根側委員からは「何も変わらないでは何のための合併か分からない。変える目的をきちんと説明して納得してもらわなければならない。『分庁化』では無いはず、総合でなく支所とすべき」「住民説明会を開くべき」等の意見が続出しました。

第2条の分掌事務の改正でも、国保業務と後期高齢者医療の担当を分けることに「業務に支障が出ないか」とか、本庁に教育委員会の窓口さえ無いことに「住民の不便の解消を図るべき」等の問題が指摘されましたが、採決の結果、賛成4人、反対2人で原案通り可決しました。

